

電気・ガス料金支援に係る ガス料金の特別措置

2025 年 1 月 1 日実施

北海道電力株式会社

ガス料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この電気・ガス料金支援に係るガス料金の特別措置（以下「本特別措置」といいます。）は、ガス標準約款および需給契約要綱（以下総称して「標準約款等」といいます。）にもとづきガスの供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

適用期間は、2025 年 1 月の検針日から 2025 年 4 月の検針日の前日までといたします。

3 原 料 費 調 整

原料費調整とは、標準約款等に定める従量料金において、原料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 ガ ス 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、標準約款等に定める従量料金は、標準約款等に定める原料費調整によらず、原料費調整単価が別表（原料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（原料費調整）1(3)によって算定された原料費調整額を差し引くものとし、原料費調整単価が別表（原料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（原料費調整）1(3)によって算定された原料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、標準約款等に定めるところによるものといたします。

別 表（原料費調整）

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化石油ガス価格

$$\alpha = 0.9503$$

$$\beta = 0.0546$$

なお、各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均液化石油ガス価格の単位は、10 円とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

(2) 原料費調整単価

イ 基準となる原料費調整単価

(イ) 本特別措置における基準となる原料費調整単価（以下「基準原料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、a によって算定する場合は切り上げ、b によって算定する場合は切り捨てます。

a 1 トン当たりの平均原料価格が 66,310 円を下回る場合

$$\text{基準原料費調整単価} = (66,310 \text{ 円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

b 1 トン当たりの平均原料価格が 66,310 円を上回る場合

$$\text{基準原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - 66,310 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

(ロ) 各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された基準原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する基準原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用となる原料費調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する基準原料費調整単価適用期間は、次の

とおりといたします。

平均原料価格算定期間	基準原料費調整単価適用期間
2024 年 9 月 1 日から 2024 年 11 月 30 日までの期間	2025 年 1 月の検針日から 2025 年 2 月の検針日の前日までの期間
2024 年 10 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの期間	2025 年 2 月の検針日から 2025 年 3 月の検針日の前日までの期間
2024 年 11 月 1 日から 2025 年 1 月 31 日までの期間	2025 年 3 月の検針日から 2025 年 4 月の検針日の前日までの期間

ロ 本則 2（適用期間）に定める適用期間に使用されるガスに適用となる原料費調整単価

(イ) 1 トン当たりの平均原料価格が 66,210 円以下の場合

$$\text{原料費調整単価} = \text{基準原料費調整単価} + (\text{ホ})\text{に定める特別措置の原料費調整単価}$$

(ロ) 1 トン当たりの平均原料価格が 66,210 円を上回り、かつ、66,410 円を下回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の原料費調整単価}$$

(ハ) 1 トン当たりの平均原料価格が 66,410 円以上、かつ、基準原料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の原料費調整単価を下回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の原料費調整単価} - \text{基準原料費調整単価}$$

(ニ) 1 トン当たりの平均原料価格が 66,410 円以上、かつ、基準原料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の原料費調整単価以上となる場合

$$\text{原料費調整単価} = \text{基準原料費調整単価} - (\text{ホ})\text{に定める特別措置の原料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の原料費調整単価

特別措置の原料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025 年 1 月の検針日から 2025 年 3 月の検針日の前日までの期間	2025 年 3 月の検針日から 2025 年 4 月の検針日の前日までの期間
1 立方メートルにつき	10 円 00 銭	5 円 00 銭

(3) 原料費調整額

原料費調整額は、その 1 月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均原料価格が 100 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき	8 銭 4 厘
-------------	---------